

意見検討結果一覧表
案名: 第7期岩手県障がい福祉計画・第3期岩手県障がい児福祉計画(案)についての意見募集

番号	(項目)	(該当箇所)	意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
1	I 基本的事項	4 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方 (2)障がい児支援 ④特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備	「放課後等デイサービスを20歳まで利用できる特例」の見直しを求めます。 現在の特例に該当する5条件のうち、特に「生活介護を受けることができない」について。地域に生活介護サービス事業所等が存在していても、当該児童の特性や病状、ご家族の状態などからサービス移行が困難であり(本人支援・家族支援にならず逆に負荷を与えることになる)継続した福祉サービス提供が必要(本人・家族の福祉を保障するために)だと判断できる場合、利用中の放課後等デイサービスの継続利用を認めるなど。	放課後等デイサービスは、児童福祉法に基づき幼稚園、大学、専修学校及び各種学校を除く学校に通学し、その授業終了後又は休業日に支援が必要な児童に市町村が支給決定することになっています。 また、18歳を超えた場合でも、20歳に達するまでの間、(例外的な取扱いとして)生活介護その他の支援を受けることができず、引き続き放課後等デイサービスを受けなければ、その福祉を損なう可能性がある場合に市町村が支給決定できるとされています。 御意見の例では、成人として継続的な支援が必要な方への福祉サービスの供給体制について、サービスの支給決定を行う市町村を中心に、地域自立支援協議会等の協議の場を通じて議論していく必要があります。	F(その他)
2	IV各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	5障がい児通所 (2)放課後等デイサービス 12 障害福祉サービスの質を向上させるための取組 (2)計画的な人材養成の推進	・現在のサービス管理責任者・児童発達支援管理者研修について、開講時期の変更と実施回数(主催団体)を増やす等の機会拡充、および制度に見合った開講体制の整備を要望。 ①主催 現行:岩手県社会福祉士会 →複数団体での主催、開催の検討と実施(宮城県等、他県で事例あり) ②回数 現行:(基礎・実践・更新)各1回/年 →①を追加することで受講機会が拡大される。 →提示されている「見込量」確保にも寄与する ③時期 現行:初任者・基礎(10~11月) 実践(10~12月) →実践研修の時期を前倒し、年度内上半期中など。基礎研修より先に開講されることが適当。現行の研修制度(基礎研修→2年のOJT→実践→5年以内に更新)を考えると、不整合あり。例:基礎研修R3.11月→実践研修R5.12月(主催団体指定日)→厳密にいうと、取得すべき時期を越えてしまう。岩手県社会福祉士会は「年度内」の解釈でよいとされているが適切ではないと考える。 ※研修・更新制度に見合った研修実施体制となるよう(制度変更時は特に)検討を重ね、必要に応じて適切かつ柔軟に修正していただくことを強く要望。それが県の目指す「見込量確保」や「人材育成」の起点であると考え。	御意見として承り、今後の研修実施の参考とさせていただきます。	D(参考)

意見検討結果一覧表
 案名：第7期岩手県障がい福祉計画・第3期岩手県障がい児福祉計画(案)についての意見募集

番号	(項目)	(該当箇所)	意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
3	IV各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	1 訪問系サービス (2) 重度訪問介護 (4) 行動援護 (5) 重度障害者等包括支援	重度の障がい者が利用する重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援や、視覚障がい者が利用する同行援護について、県内どこに居住していても必要な時間帯に必要なサービスを利用できるようにお願いします。	御意見として承ります。 なお、本計画におけるサービス見込量は各市町村にて算定していますが、県としても広域的な立場から市町村支援等の必要な取組を行っていきます。	C(趣旨同一)
4	IV各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	10 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 (1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数及び参加者数	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築についての協議の場には、精神障がい者本人やその家族も一定数参加させるべきと思う。	協議の場については、今年度から、保健所を実施主体として開催できるよう取組を進めているところであり、いただいた御意見を参考として、御家族の参加が促進されるよう、構成員についても検討して参ります。	D(参考)
5	VI地域生活支援事業の実施に関する事項	2 主な任意事業	精神障がいに関する書籍・DVD等は多数市販されていますが、高価なので少ない数ですが家族会で回し読みしたりしています。書籍・DVDも含め精神障がいに関する情報が得られる場所があるといいです。 そこで、岩手県の任意事業として、精神障がい者やその家族が情報を取得できる事業も行っていたきたい。	精神障がい者やその家族への支援として、精神保健福祉センター及び保健所において、SNSを活用した情報発信、資料配布等による普及啓発、家族会の取組支援、居場所づくり等の取組等を行っており、特に、精神保健福祉センターでは、精神保健に係るDVD及び書籍の貸出を実施しています。 いただいた御意見については、今後の施策の検討・推進に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)
6	IXその他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を図るために必要な事項	5 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進	29ページのⅨの5で「障害者による情報の取得及び利用・意思疎通の推進」とあるが、内容は意思疎通関連のみで情報の取得利用がないように思う。 30ページ記載の「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(令和4年法律第50号)」は、精神障がいも含む障害者に関する施策推進を述べています。同法第8条では、「地方公共団体は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を講ずるに当たっては、障害者、障害児の保護者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない」としています。精神障がいの場合、障がい児でなくとも家族が保護者の役割を果たしている例は多く、そして関係者でもあります。 以上のことから、精神障がい者やその家族の意見を聞きながら、岩手県の任意事業として、精神障がい者やその家族が情報を取得できる事業を行っていたきたい。	精神障がい者やその家族への支援として、精神保健福祉センター及び保健所において、SNSを活用した情報発信、資料配布等による普及啓発、家族会の取組支援、居場所づくり等の取組等を行っており、特に、精神保健福祉センターでは、精神保健に係るDVD及び書籍の貸出を実施しています。 いただいた御意見については、今後の施策の検討・推進に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)

意見検討結果一覧表
 案名：第7期岩手県障がい福祉計画・第3期岩手県障がい児福祉計画(案)についての意見募集

番号	(項目)	(該当箇所)	意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
7	I 基本的事項	4 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方 (1) 障がい福祉サービス ⑥ 依存症対策の推進	<p>かつて医療機関でアルコール依存症(ARP)担当、依存症の本人や家族に長く関わりました。そして、奇遇というか当時の患者さんが相談支援事業所を経由して人生の共になった方があります。</p> <p>本人曰く「やっと20歳になりました。」とありました。自助グループに通い縁が続いて今を生きている言葉でした。</p> <p>私自身、依存症治療の援助側でしたが、自助グループの不思議な力に関心を持たざるを得ませんでした。その折、AAや断酒会にも足を運び院内にメッセージの機会をつくりました。</p> <p>東北断酒学校(宿泊形式)で実に分かりやすい講義、実は講師は当事者でした。当事者がここまでくるのか！と医療の専門家とは一味違う納得感を肌で感じました。</p> <p>AA、二泊三日ラウンドミーティング、ひたすらミーティング、話すことが人間を変えていく力を感じました。恨みつらみが、自分の体験を語ることで感謝に変わる不思議な力、本当に肌で感じてしまいました。</p> <p>依存症対策は自助グループの存在が必須です。(医療的介入も大切ではありませんが、、、)</p> <p>そもそも、依存は人間か生きている限り何かに依存していることがあると思う。</p> <p>自助グループには医療を超えたものがあり、学ぶべきものがあると思います。</p>	いただいた御意見は、今後の施策の検討・推進に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)
8	IV各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	10 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいについて、、、思春期発症や診断確定の困難さや、そもそも背景に知的の障害や自閉など、言葉や聴覚コミュニケーション障害など重複している場合なかなか大変と思います。	いただいた御意見は、今後の施策の検討・推進に当たっての参考とさせていただきます。	D(参考)

意見検討結果一覧表
 案名：第7期岩手県障がい福祉計画・第3期岩手県障がい児福祉計画(案)についての意見募集

番号	(項目)	(該当箇所)	意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
9	IV各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	10 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<p>医療や相談現場に家族や本人がやってきて、そこから治療や支援がはじまる場合はまだ救われると思います。そこまで及ばず悩んでいる方々に手が届くようにすることが求められます。sos発信困難な状況下にある家族や当事者にアプローチしていく社会的関わり方が求められます。</p> <p>相談や医療の場面に登場する以前で困っている人々に手を伸ばしていく仕組みが求められます。(保健や医療よりもっと広い理解)</p> <p>ガス会社の検針員が異変を察知、学生の親もとへ連絡し親が上京し(統合失調症顔貌だった)アパート室内コンビニ弁当でゴミ沢山、大変な状況から精神科受診入院治療、、他事例では下宿先大家さんが異変察知により受診のケースもありました。</p> <p>狭義の精神保健のみならず、もっと広くメンタルヘルスについて世の中全体が手を伸ばしてほしい。これは、社会の生産性にも深くかかわる大きな課題だと考えます。</p> <p>※ どのような項目で意見を申し上げてよいのか分からず以下のべてみます。</p> <p>相談支援の現場で担当事例、視力障害単身生活・感情障害(ヘルパーさんも努力や工夫)それでも県の視聴覚センターからの情報提供を得ながらスポーツ大会や各種企画に参加、近況では精神の安定もありグループホーム利用も検討中とありました。</p> <p>また、視力障害にあっても教材作成やパワーポイントをフルに活用し社会活動されている方にもあいました。身体・知的・精神の障害という困難の間には差がないと思います。</p> <p>メンタルヘルス情報提供や気軽な相談拠点が必要に感じます。(既存のものとは違ったもの、ピアサポート的側面、敷居のひくい仲間的相談場所や拠点があるとよい。自助グループ的な場など)</p> <p>援助職の専門的アプローチも有効だと思いますが、一方で病気を経験した本人や家族の経験が活かされるアプローチもあると思います。よく経験を積んだ当事者や家族こそが、実はある意味で専門家かもしれない、そういう専門家を育成することも求められるのではないかな？</p> <p>ピア、仲間が話を聴く活動や場づくり ピアカウンセラー(自立生活支援センター北上)</p> <p>即問題解決ということではなくとも、話ができ、聴いてもらえたということ、何となく腑に落ちる雰囲気大切に思う。こういう仕組みづくりがほしい。</p> <p>人間は病気(疾患に関わらず心身ともに)になっても自然回復力やレジリエンスということから、人生や生き方を見出すことがあると思います。ゆえに、当事者や家族が幸せになれるような視点、素案に盛り込んでほしいと心から願っております。</p>	<p>県では、精神疾患に気付かず支援につながらないケースを少しでも減らすため、精神疾患に関する正しい知識を学ぶ機会の提供や、相談窓口の周知、支援に携わる人材の資質向上などに取り組むこととしています。</p> <p>また、計画には、精神障がい者が地域で安心して希望する暮らしができるよう、必要な取組を進める旨を記載しており、圏域における、精神障がい者の家族支援やピアサポートの活用に係る事業等の実施を支援しているほか、精神保健福祉センターや保健所においても、家族会など自助グループへの支援や、当事者や家族への学習機会の提供などの取組を行っています。</p> <p>いただいた御意見については、今後の施策の検討・推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>	D(参考)
10	IV各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	10 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 (4)精神障がい者の地域定着支援	<p>緊急支援の体制づくりについて、家族の対応が限界の場合には、一時的な宿泊や入所(既存施設の活用など)の方法も望まれる。</p> <p>安全のための一時的避難や休養、お互い感情が落ち着くための時間(期間)、本人または家族のいずれも利用できる柔軟な仕組みがあってもよいのではないかな。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策の検討・推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>	D(参考)

意見検討結果一覧表
案名：第7期岩手県障がい福祉計画・第3期岩手県障がい児福祉計画(案)についての意見募集

番号	(項目)	(該当箇所)	意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
11	I 基本的事項	4 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方 (3) 相談支援 ④ 多様な障がいに対する支援 ア 発達障がい者等	<p>発達障がい者等の支援には「ピアサポート活動」について記載されていますが、他の障がい者支援事項に記載する予定はないのでしょうか？全ての障がい者に関わる支援として記載していただきたいです。</p> <p>ピアサポート活動は、サービスの受け手になる状況が殆どである当事者にとって、自らが主体で行われる貴重な活動であり、「誰かの役に立てた」という経験は、自身の生きる希望になると実感しております。</p> <p>これは当事者の暮らしや就労等の根源を支えるものである事、また既存の福祉サービスの限界を補う可能性を持っている事、同様の経験をした者同士がお互いを補い合う「心の繋がり」を感じられる場、活動でもあります。</p> <p>そして現在進行形で困難を抱えている本人達が、生きるヒントを得られる重要な機会にもなっています。</p> <p>以上、まだまだ未熟な立場ではありますが、実践している者としてお伝えいたします。何卒宜しくお願い致します。</p>	<p>発達障がい者を含む全ての障がい者を支えるピアサポート活動については、本県の障がい者施策の基本的方向や施策について定めている「岩手県障がい者計画」において記載しておりますが、いただいた御意見や国が示している指針の内容を踏まえ、ピアサポート研修について計画案に反映しました。</p>	B(一部反映)

備考「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区分	内容
A (全部反映)	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B (一部反映)	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C (趣旨同一)	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D (参考)	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E (対応困難)	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F (その他)	その他のもの(計画等の案の内容に関する質問等)